

(商業動態統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

経済産業省は、平成28年9月以降に実施する商業動態統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求めるために用いる方法」を以下のとおり変更することとしている。

<調査系統の一部変更>

丙調査及び丁調査の調査系統について、現在の「経済産業省－報告者」から「経済産業省－民間事業者－報告者」に変更する。

(審査結果)

経済産業省は、民間事業者のノウハウやリソースを活用することにより、経済産業省におけるリソースの減少による結果精度への影響を抑制し、調査結果を安定的・継続的に提供するため、丙調査及び丁調査（郵送及びオンライン）の実査・集計業務について、平成28年9月分調査から、民間事業者に委託したいとしている。

これについては、限られた統計リソースの活用等の観点からおおむね適当であると考えられるが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点^(注)を満たすものとなっているか検討する必要がある。

(注) 第Ⅱ期基本計画（抄）

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

厳しい行財政事情の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。

(中略)

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。（略）

(論点)

- a 民間委託を平成28年9月分調査から行いたいとしている理由は何か。
- b 本調査において、既に民間委託を行っている業務はあるか。今回、新たに民間委託を想定している業務は、具体的に何か。民間委託を行うことにより、本調査全体の業務分担はどのようになるのか。
- c 今回民間委託を予定している丙調査及び丁調査の調査対象数は、経済産業省が実施している他の経常的な統計調査の規模と比べて、比較的少ない状況（約4500事業所・約150企業）にある。これを民間委託することにより、経済産業省にはどのようなメリットがあるのか。
- d 第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている以下①～④の点について、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）等を踏まえ、どのような対応を

想定しているか。（民間委託をしている他の統計調査の事例も提示いただきつつ、御説明願いたい。）

① 結果精度の維持・向上

- ・ 結果精度の維持・向上のために、どのような取組を想定しているか（特に、報告を求める者への督促、回収率の保持、審査及び疑義照会等）。

② 報告者の秘密保護

- ・ 報告を求める者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定しているか（各業務における秘密保護措置、再委託の扱い等）。

③ 信頼性の確保

- ・ 民間委託により、不信感や拒否感を報告者に持たれることがないように、本調査の信頼性を確保するため、どのような取組を想定しているか。

④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・ 民間事業者の履行能力を確認するため、どのような取組を想定しているか。

- e 丙調査及び丁調査の実査・集計業務を民間委託した後の調査スケジュール（調査票の配布・回収、督促、審査、集計、公表等）については、現状の調査スケジュールから変更の予定はあるか。

特に、本調査が月次調査であることに鑑み、現状どおり、安定した公表スケジュールで対応がなされるようにするための担保は想定されているか。また、更なる公表の早期化の余地はあるか。

2 統計委員会諮問第65号の答申（平成26年6月16日付け府統委第50号）における「今後の課題」について

本調査については、統計委員会諮問第65号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況等について、確認する必要がある。

〔指摘内容〕

本調査の丁調査においてコンビニエンスストアの既存店につき商品販売額等のデータを把握しないことについては、そのニーズの高さを十分踏まえつつも、

- ① 地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更することとの見合いで、報告者負担の軽減を図る必要があり、既存店における商品販売額等の項目を削るものであること、
- ② 既存店における商品販売額等のデータとして、別途、業界団体が作成する統計データがあり、本調査の結果と傾向がほぼ一致するなど高い相関関係にあることが確認されたこと、
- ③ 経済産業省と業界団体においてデータの把握について役割分担が整理され、業界団体において引き続き既存店に係るデータを把握し、安定的に提供されることが確認されたことから、やむを得ないと整理したところである。

このため、経済産業省は、将来において業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、適切な対応方策を速やかに講じることができるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することが必要である。

(論点)

- a 現在、業界団体におけるコンビニエンスストアの既存店に係る商品販売額等のデータの把握状況はどのようなになっているか。
- b 業界団体との意思疎通はどのような方法により、どれくらいの頻度で行っているか。
- c 今後、業界団体との意思疎通の方法はどのように行うことを想定しているか。
- d 民間委託を行うに当たり、委託契約の期間中に業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合、どのように対応することを想定しているか。

3 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査の3種類の調査方法により、自計方式で実施されているが、第Ⅱ期基本計画において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を(中略)導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。

(審査結果)

オンライン調査については、報告者負担の軽減や利便性の向上、正確な統計作成など多くのメリットがあり、第Ⅱ期基本計画における指摘事項をも踏まえ、その推進に、これまでに以上に取り組むことが求められているものと考ええる。

このような中で、本調査におけるオンライン調査による回収率は、約21%となっている。本調査は、月次調査という周期の短い調査であり、調査対象となった企業・事業所については、一定期間継続して回答を求めることとされている。そのため、オンラインによる回収率を更に引き上げる余地があると考えられ、オンラインによる回収率の向上方策の検討状況について確認する必要がある。

(論点)

- a 最近(3か年度)の調査票の回収状況(全体の回収率、オンライン調査による回収率等)は、調査票ごとに、どのような推移となっているか。
- b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。当該取組の効果は出ているか。また、今後、どのような対策や取組を行うことを予定しているか。

【参考】第Ⅱ期基本計画(抄)

別表 今後の5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)